

履行勧告の利点は、実施の際に家庭裁判所への手続きに費用がかからず、それでいて相手方に義務を守るよう告げることができます。養育費以外のことで少しだけ説明しますと、子どもとの面会交流に関しても、具体的に取り決められた内容を守らない（子どもを会わせようとしなない）相手方に対しての勧告や説得に利用できます。

ただし、公正証書（強制執行認諾文言付）は公証役場での作成になる為、履行勧告を行なうことはできません。

【公正証書（強制執行認諾文言付）は、履行勧告より強制力のある強制執行ができます】

少しでもご参考になれば幸いです。

また、下に記載しますように毎月第三水曜日に弁護士による無料法律相談（お一人様30分・事前予約制）もごございますので、専門的なアドバイスや相談もできます。

ぜひお問合せください。

■ 10月の予定 -----

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

10月21日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

10月の担当弁護士は鷺見 賢一 弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスホームページ

<http://agl-law.jp/aboutus/office/nagasaki-office/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記

◆【情報提供】令和 2 年度 介護に関する入門的研修の受講者募集
(受講料・無料)

厚生労働省が導入した「介護に関する入門的研修」を長崎県内下記
10ヶ所で開講しますので、受講者を募集します。

修了者には長崎県が修了証明書を発行します。

※本研修の修了者は実務者研修・介護職員初任者研修及び生活援助
従事者研修課程の一部が免除になります。

※雇用保険の失業認定に必要な求職活動の実績となります。

<開講地域>

長崎市・西海市・佐世保市・平戸市・諫早市・島原市・五島市
新上五島町・壱岐市・対馬市

※地域ごとに申込締切日、実施日程が異なりますので、下記問合せ
先やリンク先のホームページにてご確認ください。

<お問い合わせ、申込先>

(株)ニチイ学館 長崎支店

〒850-0841 長崎県長崎市銅座町 4-1 りそな長崎ビル 3階

TEL:095-827-3705 FAX:095-825-5537

E-MAIL: hc814j@nichiiigakkan.co.jp

下記チラシ・ホームページもご参照ください。

長崎県長寿社会課「令和 2 年度 介護に関する入門的研修の受講者募
集(受講料・無料)」

[https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-
bosyu/boshu/400304.html](https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/400304.html)

